

# 農地の無断転用は 農地法違反です



農地(田・畑・採草放牧地)は、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」および「農地法」により転用が厳しく制限されています。**農地以外(住宅・駐車場・倉庫等)にする場合は、所有している農地であっても転用の手続き等をする必要があります。**

許可を得ないまま着手した場合は、工事の中止はもちろん、農地への原状回復命令を受ける場合もあります。また、法律の規定により、違反転用者には所有者を含めて厳しい罰則が適用されます。

農地法の  
罰則

3年以下の  
懲役

または

300万円以下の罰金  
(法人は1億円以下の罰金)

## 農地以外に転用したいと思ったら

### 町農政課(美郷町役場第2庁舎1階)にて農振法の区域確認

農振法による農用地区域に指定されている場合は、除外申請の手続き(農振除外)が必要です。農用地区域とは、農業振興地域整備計画で農業振興を図るべき土地として指定された土地のことをいいます。



- ・申請受付は4月と10月の年2回です。
- ・除外手続き完了には通常4カ月半から6カ月間を要します。

## 農振除外が完了したら

### 町農業委員会事務局(美郷町役場第2庁舎1階)にて農地転用手続き

- ・自分名義の農地を農地以外にする場合(農地法第4条)
- ・他人名義の農地を購入または借用して農地以外にする場合(農地法第5条)



- ・申請受付は毎月20日までです。
- ・翌月10日ごろに開催される町農業委員会で審査し、許可の可否が決定されます。  
※転用内容によっては県農業会議での審査も必要となります。  
(申請月の翌月末に開催されます)

農地転用には時間を要しますのでお早めにご相談ください

問●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908  
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913